

## 入 札 説 明 書

気象庁（以下「国」という。）及び国立研究開発法人情報通信研究機構（以下「NICT」という。）（以下「気象庁」と「NICT」を総称して「国等」という。）が実施する静止気象衛星ひまわりの運用等事業（以下「本事業」という。）に係る入札公告（令和7年3月21日付気象第20号）に基づく一般競争入札等については、関係法令に定めるもののほか、この入札説明書（添付資料を含む。以下「本入札説明書」という。）によるものとする。

なお、本入札説明書は令和6年11月1日に公表した「静止気象衛星ひまわりの運用等事業 実施方針」（添付資料を含む。以下「実施方針」という。）並びに実施方針に関する質問・回答及び意見等（以下「実施方針等」という。）を反映したものである。

また、本入札説明書に記載がない事項については、本入札説明書に対する質問・回答によるので、入札参加希望者は、これらを踏まえ、入札等に必要な手続きを行うこと。なお、本事業の実施に関して使用する言語は日本語とする。

本件は、電子調達システムにより入札及び契約を行う。ただし、やむを得ない理由により、電子調達システムによりがたい場合には、理由書を提出し承認を得た場合に限り、紙による入札及び契約手続によることができるものとする。

### 1. 契約担当官等

気象庁

支出負担行為担当官 気象庁総務部長 小林 豊

◎調達機関番号 020

◎所在地番号 13

### 2. 品目分類番号 15, 28, 29, 41

### 3. 事業概要

(1) 事業名 静止気象衛星ひまわりの運用等事業（電子調達システム対象案件）

(2) 事業の対象となる公共施設等の種類

静止気象衛星の衛星管制を行うために必要な施設

(3) 事業場所 別紙1を参照のこと

(4) 事業内容

本事業は「民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律」（平成11年法律第117号。以下「PFI法」という。）第7条に基づき選定された事業として、開札の結果、選定された民間事業者（以下「落札者」という。）が、本事業の遂行のみを目的とした会社法（平成17年法律第86号）に定められる株式会社（以下「SPC」という。）を設立し、当該SPCが落札者とされた者の提案に基づき実施するものである。

以下に主な業務を示すが、より詳細な業務内容については、「静止気象衛星ひまわりの運用等事業 事業契約書（案）」（以下「事業契約書（案）」という。）（資料-1）及び「静止気象衛星ひまわりの運用等事業 業務要求水準書」（以下「業務要求水準書」という。）（資料-2）を参照のこと。

① 地上施設の概要

本事業の対象となる地上施設（以下単に「地上施設」という。）は、静止気象衛星「ひまわり 9号」及び「ひまわり 10号」（以下「ひまわり 9号」と「ひまわり 10号」を合わせて「本事業衛星」という。）の衛星管制及び観測データの受信・処理・伝送に必要な施設及び設備である。

② 地上施設の整備等に関する業務

S P Cは、地上施設の整備等を行う。地上施設については、必ずしも全てについて自ら所有権を有している必要はないが、本事業の事業期間が終了するまで又は本事業衛星の軌道外投棄が終了するまでのいずれか遅い時点（以下「事業期間終了時点」という。）まで、確実に使用権原を確保すること。なお、S P Cは⑦に示すとおり、静止地球環境観測衛星の運用等事業（以下「現行事業」という。）で使用している設備の一部を引き継いで使用することができる。

③ 地上施設の維持管理等に関する業務

S P Cは本事業の事業期間中、地上施設の維持管理等を行うとともに、必要に応じて地上施設の更新を行う。

④ 本事業衛星の運用に関する業務

S P Cは本事業の事業期間中、本事業衛星の運用に関する以下の業務を行う。

- ・衛星管制に係る業務
- ・気象センサデータ及び宇宙環境センサデータに係る業務
- ・通報局資料に係る業務

⑤ N I C Tとの共同実施による業務

本事業において運用するひまわり 10号は、気象庁の気象センサに加え、N I C Tの宇宙環境センサも同時搭載される計画である。

S P Cは、ひまわり 10号の運用期間中、本事業で整備した地上施設において、ひまわり 10号から、気象ミッションデータ（イメージャ、サウンダ、通報局のデータ）及び宇宙環境センサデータを受信し、気象庁及びN I C Tそれぞれに提供を行う。詳細は、別紙 2「本事業における気象庁及びN I C Tによる共同実施スキームについて」を参照のこと。

⑥ 現行事業からのひまわり 9号運用引継ぎ

S P Cは、ひまわり 9号の運用を現行運用事業者から引き継ぐ。

これにあたり引継ぎ事項を定める引継ぎ協定を締結する。

⑦ 現行事業で使用している設備を使用する場合の条件

本事業では、現行事業で使用している設備の一部（以下「既存アンテナ等」という。）を使用し、本事業衛星の衛星管制や観測データの受信等の業務を行うことができるものとする。

既存アンテナ等は、現行事業の終了予定日である令和 12 年 3 月末日まで現行運用事業者が所有しているため、既存アンテナ等を本事業で使用する場合、S P Cは、現行事業が終了し、S P Cによるひまわり 9号の運用が開始される日に、既存アンテナ等を現行運用事業者から譲り受け、既存アンテナ等を所有するものとする。

なお、本事業における既存アンテナ等の使用は、民間事業者の自主的な提案によるものとし、既存アンテナ等の使用に係る責任は、民間事業者が負担することを前提とする。

既存アンテナ等を使用する場合の条件については、別紙 3「既存アンテナ等の使用について」による。

⑧ 附帯事業を実施する場合の条件

S P Cは、附帯事業を行うことができるものとする。

附帯事業は、本事業（特定事業）からは分離し、民間事業者自らの責任及び費用負担において実施するものであり、附帯事業に伴うリスクを国等及び本事業に及ぼさないよう実施することを求める。

附帯事業は要求水準として求める事項ではないため第二次審査資料において提案がない場合であっても欠格となるものではない。また、附帯事業の提案の有無や内容を第二次審査の加算点項目審査の対象とすることは想定していない。

なお、附帯事業自体の事業性やリスク等によっては提案内容の取り下げや変更を求めることがある。

(5) 提供される業務の要求水準

業務要求水準書（資料-2）によるものとする。

(6) 事業方式

本事業は、SPCが自らの資金で地上施設の整備及び維持管理を行うとともに、これらを用いて本事業衛星の運用業務を行う。なお、本事業を国有地を使用して実施する場合は、事業期間終了時点の後、建物は国に無償で譲渡し、それ以外の地上施設については、事業期間終了時点でSPCが撤去するものとし、民有地を使用して実施する場合は、事業期間終了時点後も地上施設は国等に譲渡を行わないものとする。

(7) 事業期間等

① 事業期間

事業契約締結の日から令和26年3月末まで。

なお、国等が実施する事業の要請により、事業期間終了時に本事業衛星の軌道外投棄が終了していなかった場合、本事業衛星の軌道外投棄が終了するまで、国等はSPCに事前に通告することにより、本事業を延長することができる。

② 今後の事業スケジュールは次のとおりである。

令和7年3月21日（金）	入札公告
令和7年3月21日（金）～令和7年4月4日（金）	本入札説明書に関する質問（参加資格関係）受付期間
令和7年3月21日（金）～令和7年4月11日（金）	本入札説明書に関する質問（参加資格関係以外）受付期間
令和7年4月14日（月）	本入札説明書に関する質問（参加資格関係）回答公表
令和7年3月21日（金）～令和7年4月21日（月）	第一次審査資料の受付期間
令和7年4月25日（金）	第一次審査結果の通知
令和7年5月2日（金）	本入札説明書（参加資格関係以外）に関する質問回答公表
令和7年4月25日（金）～令和7年5月9日（金）	競争参加資格がないと認められた者に対する理由の説明の受付期間
令和7年5月20日（火）	競争参加資格がないと認められた者に対する理由の回答
令和7年5月～令和7年6月	競争的対話の実施

令和7年6月13日(金)	競争的対話における質問への回答
令和7年7月25日(金)	入札書及び第二次審査資料の提出
令和7年9月	第二次審査資料のヒアリング
令和7年10月3日(金)	開札及び落札者の決定
※開札の結果、再度入札となった場合は以後の日程が変更になる場合がある。	
令和7年10月	落札者との基本協定の締結
令和7年11月下旬頃	S P Cとの事業契約の締結
令和11年6月1日(金)	「ひまわり10号」の運用開始
令和12年4月1日(月)	「ひまわり9号」の本事業での運用開始
令和26年3月末	事業契約の終了

#### 4. 競争参加資格

##### (1) 基本的要件

- ① 入札参加希望者は、3.(4)に掲げる業務等を実施する予定の企業によって構成される1者又は複数者からなるグループ(以下まとめて「応募グループ」という。)とする。応募グループのうち、S P Cに出資を行い、かつ応募手続きを行う企業を「代表企業」として定める。なお、応募グループは、代表企業のほか「構成員」(応募グループを構成する企業のうち代表企業以外の企業であって、S P Cに出資を行う企業をいう。以下同じ。)、及び「協力会社」(応募グループを構成する企業のうち代表企業及び構成員以外の企業で、事業開始後、S P Cから直接業務を受託又は請け負うことを予定している者をいう。以下同じ。)から構成される。
- ② S P Cの株主は以下の要件を満たすこととする。
  - (ア) 代表企業及び構成員である株主がS P Cの株主総会における全議決権の2分の1を超える議決権を保有すること。
  - (イ) 代表企業及び構成員を除く株主の議決権保有割合が出資者中最大とならないこと。
  - (ウ) S P Cの株主は、原則として事業期間終了時点までS P Cの株式を保有することとし、国等の事前の書面による承諾がある場合を除き、譲渡、担保権等の設定その他一切の処分を行わないこと。
- ③ 入札参加希望者は、応募にあたり、代表企業、構成員及び協力会社を明らかにする。また、S P Cからの受託又は請負により代表企業、構成員又は協力会社が以下の業務に携わることを予定している場合には、入札参加希望者はその旨を明らかにする。
  - (ア) 地上施設の整備等に関する業務
  - (イ) 地上施設の維持管理等に関する業務
  - (ウ) 本事業衛星の運用に関する業務

なお、代表企業、構成員又は協力会社のうち一者が、上記の複数の業務を兼ねて実施することは妨げない。また、各業務を、代表企業、構成員又は協力会社の間で分担することは差し支えない。
- ④ 代表企業、構成員又は協力会社の変更は原則として認めない。ただし、第二次審査資料の提出期限の日から落札者の決定の時までの期間を除き、代表企業、構成員又は協力会社を変更せざるを得ない事情が生じた場合は、国等と協議するものとし、国等はその事情を検討のうえ、国等が認めた場合はこの限りではない。
- ⑤ 代表企業、構成員又は協力会社のいずれかが、他の応募グループの代表企業、構成員又は協力会社となることは認めない。

⑥ 代表企業、構成員又は協力会社のいずれかと資本関係又は人的関係のある者が、他の応募グループの代表企業、構成員又は協力会社となることは認めない。ただし、当該応募グループの協力会社と資本関係又は人的関係のある者が他の応募グループの協力会社である場合を除く。

⑦ 上記⑥の「資本関係」又は「人的関係」のある者とは、次に定める基準のいずれかに該当する場合をいう（以下同じ。）。

(ア) 資本関係

以下のいずれかに該当する二者の場合。

(A) 子会社等（会社法（平成 17 年法律第 86 号）第 2 条第 3 号の 2 に規定する子会社等をいう。（B）において同じ。）と親会社等（同条第 4 号の 2 に規定する親会社等をいう。

（B）において同じ。）の関係にある者。

(B) 親会社等を同じくする子会社等同士の関係にある場合。

(イ) 人的関係

以下のいずれかに該当する二者の場合。ただし、(A)については、会社等（会社法施行規則（平成 18 年法務省令第 12 号）第 2 条第 3 項第 2 号に規定する会社等をいう。以下同じ。）の一方が民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）第 2 条第 4 号に規定する再生手続が存続中の会社等又は更生会社（会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）第 2 条第 7 項に規定する更生会社をいう。）である場合は除く。

(A) 一方の会社等の役員（会社法施行規則第 2 条第 3 項第 3 号に規定する役員のうち、次に掲げる物をいう。以下同じ。）が他方の会社等の役員を現に兼ねている場合

A) 株式会社の取締役。ただし、次に掲げる者を除く。

① 会社法第 2 条第 11 号の 2 に規定する監査等委員会設置会社における監査等委員である取締役

② 会社法第 2 条第 12 号に規定する指名委員会等設置会社における取締役

③ 会社法第 2 条第 15 号に規定する社外取締役

④ 会社法第 348 条第 1 項に規定する定款に別段の定めがある場合により業務を執行しないこととされている取締役

B) 会社法第 402 条に規定する指名委員会等設置会社の執行役

C) 会社法第 575 条第 1 項に規定する持分会社（合名会社、合資会社又は合同会社をいう。）の社員（同法第 590 条第 1 項に規定する定款に別段の定めがある場合により業務を執行しないこととされている社員を除く。）

D) 組合（共同企業体等を含む。以下同じ。）の理事

E) その他の業務を執行する者であって、A) から D) までに掲げる者に準ずる者

(B) 一方の会社等の役員が、他方の会社等の民事再生法第 64 条第 2 項又は会社更生法第 67 条第 1 項の規定により選任された管財人（以下単に「管財人」という。）を現に兼ねている場合

(C) 一方の会社等の管財人が、他方の会社等の管財人を現に兼ねている場合

(ウ) その他入札の適正さが阻害されると認められる場合

組合とその組合構成員の関係にある場合。その他上記(ア)又は(イ)と同視しうる資本関係又は人的関係があると認められる場合。

(2) 代表企業、構成員又は協力会社に共通の参加資格要件

代表企業、構成員又は協力会社は、以下の要件を満たすこと。

- ① 予算決算及び会計令（昭和 22 年勅令第 165 号。以下「予決令」という。）第 70 条及び第 71 条の規定に該当しない者であること。
- ② 会社更生法に基づく更生手続の開始の申立てがなされていない者又は民事再生法に基づく再生手続の開始の申立てがなされていない者であること。
- ③ 第一次審査資料の提出期限の日から開札の時までの期間に、気象庁又はN I C Tから指名停止の措置を受けている期間中の者でないこと。
- ④ 国が本事業に関する検討を委託した株式会社日本総合研究所（同協力事務所として西村あさひ法律事務所・外国法共同事業）及びPwCアドバイザー合同会社又は当該受託者と資本関係若しくは人的関係において関連のある者でないこと。
- ⑤ 国が別途実施している「次期静止気象衛星の製作等業務請負」及び「静止地球環境観測衛星（ひまわり 8 号及び 9 号）の製造等業務請負」を受注した事業者又は当該事業者と資本関係若しくは人的関係において関連のある者でないこと。ただし、3.（4）に定める各業務の一部に関して、S P C が当該事業者から物品を調達し、当該物品に係る保守等の業務を委託する場合、当該事業者は代表企業、構成員又は協力会社とはならない。
- ⑥ 16.（2）に定める有識者等委員会の委員が属する企業又はその企業と資本関係若しくは人的関係のある者でないこと。
- ⑦ P F I 法第 9 条に定めのある、欠格事由に該当しない者であること。
- ⑧ 警察当局から、暴力団員が実質的に経営を支配する者又はこれに準ずる者として、国土交通省発注工事等からの排除要請があり、当該状態が継続しているものでないこと。  
なお、外国法人においては、上記①及び②について、その適用法令において同等の要件を満たしていると国等が確認できることが必要である。

（3）本事業衛星の運用を行う企業の参加資格要件

本事業衛星の運用等に関する業務に携わる企業（以下「運用企業」という。）は、代表企業又は構成員でなければならない。

運用企業は以下の要件を満たすこと。

- ① 本事業衛星の運用開始時点において、電波法（昭和 25 年 5 月 2 日法律第 131 号。以下「電波法」という。）第 39 条に定める無線設備の操作を行うことができる無線従事者が必要数在籍していること。
- ② 静止衛星について次の運用経験を全て満たすこと。  
ただし、静止衛星は必ずしも気象衛星である必要はなく、運用経験に追跡管制の経験は含まない。  
・少なくとも 1 機以上の静止衛星について、軌道上試験終了から軌道外投棄までの運用経験を有すること。  
・延べ 15 [年・機] 以上の静止衛星運用経験を有すること。

※運用実績単位の [年・機] について

1 機の衛星を 1 年間運用したときを 1 [年・機] と定義する。

例えば、2 機の衛星を 15 年間運用した場合は 15 年×2 機=30 [年・機] の実績となる。

- ③ 令和 7・8・9 年度国土交通省競争参加資格（全省庁統一資格）「役務の提供等」において「A」又は「B」等級に格付けされ、関東・甲信越地域の競争参加資格を有する者であること。

なお、競争参加資格を有しない入札者は、速やかに資格審査申請を行う必要がある。競争参加資格申請に関する問い合わせ先及び URL は次のとおり。

- ・問い合わせ先  
〒105-8431 東京都港区虎ノ門3-6-9  
気象庁総務部経理管理官付 調整係  
電話 03-6758-3900 (代表) 内線 2412
- ・URL  
調達ポータル  
<https://www.p-portal.go.jp/pps-web-biz/>

(4) 地上施設の建設を行う企業の要件

S P Cが地上施設を新たに建設する場合においては、当該年度における有効な国土交通省競争参加資格（気象庁を希望した者に限る）又は気象庁一般競争参加資格において、「建築工事業」の「A」又は「B」等級に格付けされた競争参加資格を有する者に建設工事を行わせること。

5. 担当部局

〒105-8431 東京都港区虎ノ門3-6-9  
気象庁総務部総務課調達管理室第二契約係  
電話 03-6758-3900 (代表) 内線 2522  
メールアドレスについては別途担当者に確認のこと。  
URL : <https://www.jma.go.jp/jma/kishou/pfi/satope10/index.html>

6. 競争参加資格の確認（第一次審査）等

(1) 入札参加表明書、競争参加資格確認申請書及び競争参加資格確認資料の受付等

入札参加希望者は、本入札に参加することを表明し、4. に掲げる競争参加資格を有することを証明するため、次に従い、入札参加表明書、競争参加資格確認申請書及び競争参加資格確認資料（以下「第一次審査資料」という。）を提出し、支出負担行為担当官より競争参加資格の有無について確認を受けなければならない。

なお、期限までに第一次審査資料を提出しない者並びに競争参加資格がないと認められた者は本競争に参加することができない。

- ① 提出期限  
令和7年4月21日（月）17時
- ② 提出先  
5. に同じ。

(2) 提出書類様式

提出書類は、「静止気象衛星ひまわりの運用等事業 様式集及び記載要領」（以下「様式集及び記載要領」という。）（資料-3）に従い作成すること。

(3) 競争参加資格の確認は、第一次審査資料の提出期限の日をもって行うものとし、その結果は令和7年4月25日（金）以降に通知する。

- ① 電子入札方式による場合  
・電子調達システムにて通知する。
- ② 紙入札方式による場合

・書面等にて通知する。

入札参加申込み手続き後に辞退する場合は、開札日までに「入札辞退届（別紙）」を5.へ提出すること。

(4) 競争参加資格確認後は、応募グループの代表企業、構成員又は協力会社の変更及び追加並びに携わる予定業務の変更は認めない。

ただし、やむを得ない事情が生じ、応募グループの代表企業、構成員又は協力会社を入札書及び第二次審査資料の提出日までに変更又は追加しようとする者にあつては、国と事前協議を行い、国の承諾を得るとともに、変更又は追加後において4.に掲げる競争参加資格を有することが確認できる場合に限り、応募グループの代表企業、構成員又は協力会社の変更及び追加並びに携わる予定業務の変更をすることができる。

なお、この場合においては、速やかに構成員等変更届を様式集及び記載要領（資料-3）に従い提出すること。

(5) 本業務における情報保全に係る履行体制に関する資料

別紙「情報取扱者名簿 及び情報管理体制図」)を担当当局へ提出し、入札書の提出期限までにその同意を得ていること。

(6) その他

① 第一次審査資料の作成及び提出に係る費用は、提出者の負担とする。

② 支出負担行為担当官は、提出された第一次審査資料を、競争参加資格の確認以外に提出者に無断で使用しない。

③ 提出された第一次審査資料は、返却しない。

④ (4)ただし書に該当する場合を除き、第一次審査資料の提出期限以降における第一次審査資料の差し替え及び再提出は認めない。従って、入札参加希望者は様式集及び記載要領(資料-3)を熟読し、脱漏・不備等が無いよう特段の注意を払い、第一次審査資料を作成すること。

⑤ 第一次審査資料に関する問い合わせ先 5.に同じ。

(7) 参考見積書の提出

本案件は、入札参加希望者に見積の提出を求め、次に示す期限までに本案件に対する参考見積書を提出するものとする。

① 提出期限 令和7年6月30日(月)17時まで

② 様式は任意とし、下記③に提出する。

なお、仕様書で要求する事業内容について、総合評価資料と対応している参考見積書を提出すること。

③ 書類の提出先及び問い合わせ先

気象庁総務部総務課調達管理室 第二積算係 長岩 有紀

電話 03-6758-3900 (代表) 内線 2512

7. 競争参加資格がないと認めた者に対する理由の説明

(1) 競争参加資格がないと認められた者は、支出負担行為担当官に対して競争参加資格がないと認めた理由について、次に従い、書面(様式は自由)により、説明を求めることができる。

① 提出期間

令和7年4月25日（金）から令和7年5月9日（金）17時まで。

② 提出先

5. に同じ。

(2) 支出負担行為担当官は、説明を求められたときは、令和7年5月20日（火）までに説明を求めた者に対し書面により回答する。

8. 本入札説明書に対する質問

(1) 本入札説明書に対する質問（実施方針等に記載があつて本入札説明書に記載がない事項に関する質問を含む。）がある場合には、様式集及び記載要領（資料-3）に従い質問書を提出すること。

① 提出期間

(ア) 参加資格関係の質問

令和7年3月21日（金）から令和7年4月4日（金）17時まで

(イ) 参加資格関係以外の質問

令和7年3月21日（金）から令和7年4月11日（金）17時まで

② 提出先

5. に同じ。

(2) 国等は、質問者が提出時に明らかにした質問者自身の権利、競争上の地位、その他正当な利益を害するおそれのあるものを除き、(1)の質問に対する回答を、気象庁のホームページに掲載する。

① 掲載時期

(ア) 参加資格関係の質問

令和7年4月14日（月）

(イ) 参加資格関係以外の質問

令和7年5月2日（金）

なお、入札参加希望者が、第二次審査資料作成に当たって、早期に了知する必要があると判断される質問に関しては、令和7年5月2日（金）以前に回答を公表することがある。

② URL

5. に同じ。

9. 競争的対話の実施

国等は、競争参加資格の確認を受けた入札参加希望者（以下「入札参加者」という。）を対象に、本事業に関する提案内容の要求水準の充足の是非について、質問書を事前に受領したうえで、個別対面により質問回答を行う。詳細については、別紙4「競争的対話方式について」を参照のこと。

10. 入札書及び第二次審査資料の提出

入札参加者は、入札書及び第二次審査資料が提出されない場合は、辞退したものとして取り扱うこととする。

(1) 提出期限

令和7年7月25日(金)17時まで。

(2) 提出方法

入札書は電子調達システムにより提出すること。ただし、発注者の承諾を得た場合は紙により提出すること。郵送する場合には提出期限までに必着のこと。

(3) 提出先

5. に同じ。

11. 入札方法等

(1) 入札方法

- ① 入札参加者は、本入札説明書及び本入札説明書に対する質問・回答を熟覧のうえ、入札書を提出しなければならない。
- ② 電子入札方式による場合は、電子調達システムの入力画面において入札書を作成し、提出期限までに電子調達システムにより提出するものとする。
- ③ 契約担当官等の承諾を得て、紙入札方式による場合は様式集及び記載要領(資料-3)に従い入札書を作成し、封かんのうえ、その封皮に入札参加者の氏名(グループ名及び代表企業の氏名)、「10月3日開札[静止気象衛星ひまわりの運用等事業]の入札書在中」と朱書きし、提出期限に示した時刻までに、入札書を提出しなければならない。また、入札書の押印を省略する場合は、その旨を明示し、かつ、入札書の余白に「本件責任者及び担当者」の氏名・連絡先を記載することとする。
- ④ 郵送(書留郵便に限る。)により入札書を提出する場合には、二重封筒とし、表封筒に「10月3日開札[静止気象衛星ひまわりの運用等事業]の入札書在中」の旨朱書きし、中封筒の封皮には直接に提出する場合と同様に氏名等を朱書きし、提出期限に示した時刻までに送付しなければならない。  
なお、電報、ファクシミリ、電話その他の方法による入札は認めない。
- ⑤ 入札参加者は、代理人(入札参加者により完成された入札書を伝達する使者は含まない。)をして入札させるときは、入札書に競争参加者の氏名、名称又は商号、代理人であることの表示及び当該代理人の氏名を記入して押印(外国人の署名を含む。)をしておくとともに、入札時までに様式集及び記載要領(資料-3)に従い作成した委任状を提出しなければならない。
- ⑥ 入札参加者又は入札参加者の代理人は、当該入札に対する他の入札参加者の代理をすることができない。
- ⑦ 入札参加者は、予決令第71条第1項の規定に該当する者を入札代理人にすることができない。

(2) 入札の辞退

競争参加資格の確認を受けた者は、入札執行の完了(入札書及び第二次審査資料の提出をいう。)に至るまでは、様式集及び記載要領(資料-3)に定める「入札辞退届」を5.の場所に提出することにより、入札を辞退することができる。

(3) 公正な入札の確保

- ① 入札参加者は、「私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律」（昭和 22 年法律第 54 号）等に抵触する行為を行ってはならない。
- ② 入札参加者は、入札に当たっては、競争を制限する目的で他の入札参加者と入札価格又は入札意思について如何なる相談も行わず、独自に入札価格を定めなければならない。
- ③ 入札参加者は、落札者の決定前に、他の入札参加者に対して入札価格を意図的に開示してはならない。

(4) 入札の取りやめ等

入札参加者が連合し、又は不穩の行動をなす等の場合において、入札を公正に執行することができないと認められるときは、当該入札参加者を入札に参加させず、又は入札の執行を延期し、若しくは取り止めることがある。

(5) 入札価格の記載

入札価格の算定方法については、「静止気象衛星ひまわりの運用等事業 サービス対価の算定及び支払方法」（以下「サービス対価の算定及び支払方法」という。）（資料－ 4）を参照すること。なお、落札決定にあたっては、入札書に記載された金額をもって落札価格とするので、入札参加者は、見積もった契約希望金額を入札書に記載すること。

(6) 入札執行回数

入札執行回数は、原則として 2 回を限度とする。なお、2 回目の入札の執行は、支出負担行為担当官が指定する日時に行う。

12. 第二次審査資料等

(1) 第二次審査資料は、様式集及び記載要領（資料－ 3）に従い作成すること。

(2) 第二次審査資料の作成及び提出に係る全ての費用は、入札参加者の負担とする。

(3) 第二次審査資料の取扱い・著作権

① 著作権

第二次審査資料の著作権は、入札参加者に帰属する。なお、本事業の公表その他国等が必要と認めるときは、国等は第二次審査資料の全部又は一部を自由に使用できるものとする。

また、契約に至らなかった入札参加者の第二次審査資料については、本事業の公表以外については使用せず、落札者決定後、落札者以外の入札参加者の第二次審査資料については返却する。

② 特許権等

提案内容に含まれる特許権、実用新案権、意匠権、商標権等の日本国の法令に基づいて保護される第三者の権利の対象となっている技術やノウハウ等を使用した結果生じた責任は、入札参加者が負う。

③ 資料の公開

発注者は、落札者の決定後、審査結果の公表の一環として、必要に応じて、入札参加者から提出された提出資料（選定されなかった入札参加者からの提出資料を含む）の一部を公開する場合がある。

なお、公開に際しては、提案した入札参加者のノウハウや手法を特定することができる内

容等、公開されることにより、提案した入札参加者の権利が著しく阻害されると認められる内容を除くものとし、詳細については発注者と各入札参加者との間で協議する。

- (4) 国等が提供する資料は、入札に係る検討以外の目的で使用することはできない。
- (5) 複数の提案を行うことはできない。
- (6) 第二次審査資料提出後は、第二次審査資料の差し替え、追加、削除、変更等はできない。
- (7) 第二次審査資料に関する問い合わせ先は 5. に同じ。

### 13. 入札保証金及び契約保証金

- (1) 入札保証金  
免除する。

- (2) 契約保証金

国等は、本契約の締結日から 9 号衛星に係る運用開始日までを期間として、次の①から③までのいずれかの方法による事業契約の保証を求める。

- ① 会計法（昭和 22 年法律第 35 号。以下「会計法」という。）第 29 条の 9 第 1 項に基づく契約保証金の納付
- ② 会計法第 29 条の 9 第 2 項に基づく契約保証金に代わる有価証券その他の担保の提供
  - (ア) 契約保証金に代わる担保となる有価証券等の提供
  - (イ) 債務の不履行により生ずる損害金の支払を保証する銀行、国等が確実と認める金融機関又は保証事業会社（公共工事の前払金保証事業に関する法律（昭和 27 年法律第 184 号）第 2 条第 4 項に規定する保証事業会社をいう。）の保証
- ③ 会計法第 29 条の 9 第 1 項ただし書きに基づく契約保証金の納付に代わる担保の提供。
  - (ア) 債務の不履行により生ずる損害をてん補する履行保証保険契約の締結。

なお、保証金額又は保険金額は、整備費の 10 分の 1 以上に相当する額とする。ただし、10 号衛星に係る運用開始日から 9 号衛星に係る運用開始日までの間は、9 号衛星に係る整備費の 10 分の 1 以上に相当する額とする。

S P C が②に規定する提供をし又は掲げる保証を付したときは、当該保証は保証金に代わる担保の提供として行われたものとし、③に掲げる保証を付したときは、保証金の納付を免除する。

整備費の変更があった場合には、保証の額が変更後の整備費の 10 分の 1 に達するまで、国等は保証の額の増額を請求することができ、S P C は保証の額の減額を請求することができる。

### 14. 開札

- (1) 日 時：令和 7 年 10 月 3 日（金）14 時 00 分
- (2) 場 所： 〒105-8431 東京都港区虎ノ門 3-6-9  
気象庁 8 階入札室
- (3) その他：

- ① 開札は、入札参加者又はその代理人を立ち合わせて行う。ただし、入札参加者又はその代理人が立ち合わない場合は、入札事務に関係のない職員を立ち合わせて開札を行う。
- ② 入札参加者又はその代理人は、入札時刻後においては入札場に入場することができない。
- ③ 入札参加者又はその代理人は、入札場に入場しようとするときは、入札関係職員の求めに応じ、競争参加資格を証明する書類、身分証明書又は入札権限に関する委任状を提示しなければならない。
- ④ 入札参加者又はその代理人は、入札時刻後においては、契約担当官等が特にやむを得ない事情があると認めた場合のほか、入札場を退場することができない。
- ⑤ 開札をした場合において、入札参加者又はその代理人の入札のうち、予定価格の制限に達した価格の入札がないときは、直ちに、再度の入札を行う。ただし、契約担当官等がやむを得ないと認めた場合には、契約担当官等が別途指定する日時に再度入札を行う。

## 15. 入札の無効

次のいずれかに該当する入札は無効とし、無効の入札を行った者を落札者としていた場合には落札決定を取り消す。

- (1) 入札公告に示した競争参加資格のない者のした入札  
 なお、支出負担行為担当官により競争参加資格のある旨確認された者であっても、入札書提出後開札の時までに4. に掲げる資格を失った者、又は、開札の時ににおいて4. に掲げる資格のない者は、競争参加資格のない者に該当する。
- (2) 委任状を持参しない代理人のした入札
- (3) 入札参加表明書に記載された応募グループの代表企業以外の者のした入札
- (4) 入札参加表明書その他の一切の提出した書類に虚偽の記載をした者のした入札
- (5) 記名（外国人又は外国法人にあっては、本人又は代表者の署名をもって代えることができる。）を欠く入札
- (6) 金額を訂正した入札
- (7) 誤字、脱字等により意思表示が不明確である入札
- (8) 明らかに連合によると認められる入札
- (9) 同一事項の入札について他の代理人を兼ね、又は2人以上の代理をした者の入札
- (10) その他本入札説明書において示した条件等入札に関する条件に違反した入札
- (11) 公正な競争の執行を妨げた者又は公正な価格を乱し、若しくは不正の利益を得るため連合した者の入札

## 16. 落札者の選定方法

### (1) 落札者の選定方式

国等は、価格及びその他の条件が国にとって最も有利な事業提案をした者を選定する総合評価落札方式（会計法第29条の6第2項及び予決令第91条第2項）により落札者を選定する。

また、本事業は1994年4月15日マラケシュで作成された政府調達に関する協定及び2012年3月30日ジュネーブで作成された政府調達に関する協定を改正する議定書によって改正された協定の対象であり、事業者の選定手続については、「国の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令」（昭和55年政令第300号）が適用される。

### (2) 事業者の選定体制

国等は、事業者の選定にあたり、PFI法第11条に定める客観的な評価を行うため、国が

令和6年10月7日付けで設置した「静止気象衛星ひまわりの運用等事業有識者等委員会」（以下、「有識者等委員会」という。）に対し、入札参加者の事業提案に対する評価についての調査審議を委ね、有識者等委員会による調査審議の結果を受けて、総合評価落札方式により落札者を選定する。

なお、有識者等委員会の構成員は以下のとおり。ただし、必要に応じ専門委員を置くことが出来るものとする。また、気象庁出席者委員にあつては、人事異動が発生した場合はその官職に就いた後任者とする。

委員長	足立 慎一郎	政策研究大学院大学	教授
副委員長	難波 悠	東洋大学 大学院	経済学研究科 公民連携専攻 教授
委員	中須賀 真一	東京大学 大学院工学系研究科	航空宇宙工学専攻 教授
委員	中島 孝	東海大学	情報理工学部 情報科学科 教授
委員	野本 修	西村あさひ法律事務所・外国法共同事業	弁護士
気象庁出席者委員	小林 豊	気象庁	総務部長
気象庁出席者委員	中井 智洋	気象庁	総務部経理管理官
気象庁出席者委員	横田 寛伸	気象庁	情報基盤部長
気象庁出席者委員	水野 孝則	気象庁	情報基盤部情報政策課長
気象庁出席者委員	別所 康太郎	気象庁	情報基盤部気象衛星課長

### (3) 落札者の選定方法

国等は、以下の手順により落札者を選定する。

#### ① 第一次審査

第一次審査は、入札参加希望者が、本事業の実施に携わる者として適正な資格と必要な能力を備えていることを確認するものであり、本入札説明書に定める資格及び実績の有無について確認する。

国等は、入札参加希望者が提出した第一次審査資料について、資料作成の不備の有無、本入札説明書に示す競争参加資格要件の有無を確認し、資料作成の不備がある者及び競争参加資格が無いと認められる者を欠格とする。

なお、第一次審査の結果は、第二次審査資料を提出できる有資格者を選定するものであり、第一次審査の結果は第二次審査に影響を与えるものではない。

#### ② 第二次審査

第二次審査は、総合評価落札方式により落札者を選定するため、入札参加者が策定した事業提案を評価するものであり、「静止気象衛星ひまわりの運用等事業 事業者選定基準」（以下「選定基準」という。）（資料－5）に定める評価項目及び得点配分により評価する。

国等は、入札参加者が提出した第二次審査資料について、資料作成の不備の有無を確認し、入札参加者が策定した事業の提案内容の評価についての審査を有識者等委員会に委ねる。

また、国等は、審査過程において第二次審査資料を提出した入札参加者にヒアリングを実施する。なお、ヒアリングの日時は追って通知する。

#### ③ 開札

国等は、選定基準（資料－5）に定める必須項目審査を通過した入札参加者による入札価格と予定価格を比較し、入札価格が予定価格の範囲内にある提案について総合評価を行う。

なお、開札した全ての入札価格が予定価格を超えている場合は、入札参加者が策定した事業提案の変更を行ったうえで、再度入札を行う。

#### ④ 総合評価

- (ア) 入札参加者は入札書及び第二次審査資料をもって入札し、入札価格が予定価格の範囲内である者のうち、(イ)によって得られる基礎点と評価点の合計を入札価格で除した数値(以下「評価値」という。)の最も高い者を落札者とする。
- (イ) 入札参加者からの事業提案を本入札説明書に添付する選定基準に基づき審査する。ただし、事業提案に要求範囲外の事業提案が記載されていた場合、その部分は採点の対象としない。
- (A) 事業提案が要求水準(必須項目)を全て充足しているかについて審査を行い、審査結果において事業提案が全ての要求水準(必須項目)を充足している場合は適格とし、一項目でも充足しない若しくは資料作成の不備がある場合は欠格とする。  
なお、適格者については、基礎点を付与する。
- (B) 事業計画に関する提案が要求水準(必須項目)を充足したうえで、更に国が特に重視する項目(加点項目)について、優れていると認められるものについては、その程度に応じて評価点を付与する。
- (ウ) (ア)において、評価値の最も高い者が二者以上あるときは、以下のとおり行うものとする。
- (A) 同評価の入札をした者が電子入札事業者のみの場合  
電子入札事業者が入力した電子くじ番号を元に電子くじを実施のうえ、落札者を決定するものとする。
- (B) 同評価の入札をした者が電子入札事業者と紙入札事業者が混在する場合  
電子入札事業者が入力した電子くじ番号及び紙入札事業者が紙入札方式参加願に記載した電子くじ番号を元に電子くじを実施のうえ落札者を決定するものとする。
- (C) 同評価の入札をした者が紙入札事業者のみの場合  
その場で紙くじ(又は電子くじ)を実施のうえ落札者を決定するものとする。  
電子調達システムでは、入札参加者の利便性向上のため、電子くじ機能を実装している。電子くじを行うには、入札参加者が任意で設定した000~999の数字が必要になるので、電子入札事業者は、入札書提出時に電子くじ番号を入力し、紙入札事業者は紙入札方式参加願に記載するものとする。

#### ⑤ 入札結果の公表

- 入札結果は、落札者の決定後、速やかに入札参加者に対して通知するとともに、官報掲載及び気象庁のホームページへの掲載その他適宜の方法により公表する。  
なお、PFI法第8条に規定する客観的評価については、国等が落札者と基本協定を締結した後に公表する。

#### 17. 基本協定書の締結

落札者は、落札者決定後14日以内に、国等(気象庁：支出負担行為担当官、NICT：契約担当理事)を相手方として、「静止気象衛星ひまわりの運用等事業 基本協定書(案)」(以下「基本協定書(案)」という。)(資料-6)により、基本協定を締結しなければならない。ただし、落札者は、国等の書面による承諾を得て、この期間を延長することができる。

#### 18. 特別目的会社(SPC)の設立等

落札者は、本事業を実施するため、会社法に定める株式会社として、SPCを事業契約締結時

までに設立する。

なお、落札者等のSPCに対する出資に関する詳細については、基本協定書（案）（資料－6）を参照のこと。

#### 19. 事業契約の締結

##### （1）契約書作成の可否等

事業契約書（案）（資料－1）により、作成するものとする。

##### （2）事業契約の締結

SPCは、落札者決定後2か月以内に、国等（気象庁：支出負担行為担当官、NICT：契約担当理事）を相手方として、事業契約書（案）（資料－1）に基づき事業契約を締結しなければならない。

「電子調達システム」による電子契約を行う場合、電子調達システムで定める手続に従い、契約書を作成しなければならない。なお、電子調達システムによりがたい場合は、発注者の承諾を得て紙契約方式に代えるものとする。（別紙「紙契約方式承諾願」による。）

紙契約方式による場合は、まず、契約の相手方が契約書の案に記名押印し、契約担当官等が当該契約書の案の送付を受けて、これに記名押印し当該契約書の1通を契約の相手方に送付するものとする。

##### （3）契約金額

契約金額は、落札者が入札書に記載した金額とする。

#### 20. 手続における交渉の有無 無。

#### 21. 支払条件

サービス対価の算定及び支払方法（資料－4）を参照のこと。

#### 22. 建設工事保険等付保の可否

事業契約書（案）（資料－1）を参照のこと。

#### 23. 本事業に係る業務以外で、本事業に直接関連する業務に関する他の契約を本業務の契約の相手方と随意契約により締結する予定の有無 無。

#### 24. 苦情申立

本手続における競争参加資格の確認その他の手続に関し、「政府調達に関する苦情の処理手続」（平成7年12月14日付け政府調達苦情処理推進本部決定）により、政府調達苦情検討委員会（連絡先：内閣府政府調達苦情処理対策室内政府調達苦情検討委員会事務局、電話 03-6257-1537（直通））に対して苦情を申立てることができる。

#### 25. 関連情報を入手するための照会窓口

〒105-8431 東京都港区虎ノ門3-6-9  
気象庁情報基盤部気象衛星課

電話 03-6758-3900（代表）内線 3323

メールアドレス himawari10pfi@met.kishou.go.jp

（電子メールの場合は送信者の責任において電話により着信を確認すること。）

## 26. その他

- (1) 契約の手続において使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨に限る。
- (2) 入札参加希望者は、本入札説明書を熟読し、これを遵守すること。
- (3) 入札をした者は、入札後、本入札説明書についての不明を理由に異議を申立てることはできない。
- (4) 提出する全ての資料に虚偽の記載をした場合においては、指名停止措置要領に基づく指名停止を行うことがある。
- (5) 事業提案については、その後の他の事業等において、その内容が一般的に適用される状態になった場合には、無償で使用できるものとする。ただし、事業者の権利、競争上の地位その他正当な利害を害するおそれのある提案については、この限りでない。
- (6) 事業提案を認めることにより、落札者の責任が軽減されるものではない。
- (7) 上記によるもののほか、この一般競争入札に参加する場合において了知し、かつ、遵守すべき事項は、「気象庁競争契約入札心得」によるものとする。
- (8) 「責任あるサプライチェーン等における人権尊重のためのガイドライン」（令和4年9月13日ビジネスと人権に関する行動計画の実施に係る関係府省庁施策推進・連絡会議決定）を踏まえて人権尊重に取り組むよう努めること。
- (9) 本調達は、令和7年度の予算の成立を条件とする。

## 27. 添付資料

添付資料は次のとおりとする。

資料－1	静止気象衛星ひまわりの運用等事業	事業契約書（案）
資料－2	静止気象衛星ひまわりの運用等事業	業務要求水準書
資料－3	静止気象衛星ひまわりの運用等事業	様式集及び記載要領
資料－4	静止気象衛星ひまわりの運用等事業	サービス対価の算定及び支払方法
資料－5	静止気象衛星ひまわりの運用等事業	事業者選定基準
資料－6	静止気象衛星ひまわりの運用等事業	基本協定書（案）
資料－7	静止気象衛星ひまわりの運用等事業	業績等の監視及び改善要求措置要領
資料－8	静止気象衛星ひまわりの運用等事業	事業対象用地の諸元等

## 別紙1 事業場所について

国は、本事業を実施するための地上施設の立地場所として、埼玉県比企郡鳩山町大字大豆戸 1440-1 に事業実施用地を確保することとしている。具体的な土地の諸元については、事業対象用地の諸元等（資料-8）を参照のこと。

民間事業者の自主的な提案により国が確保する事業実施用地以外に地上施設を整備する場合は、原則として民間事業者が業務要求水準書（資料-2）の条件を満たす事業実施用地及び建物を自ら確保すること。ただし、事業期間終了時点まで本事業を実施するために必要な使用権原が確保されることを条件として、賃貸借によることもできる。

## 別紙2 本事業における気象庁及びNICTによる共同実施スキームについて

### 1. 趣旨

総務省、気象庁及びNICTは、令和4年12月9日に、ひまわり10号の整備及び運用を確実かつ効率的に整備及び運用し、気象観測及び宇宙環境観測を実施するために必要な基本的事項を定めた「次期静止気象衛星での気象観測及び宇宙環境観測のための協力に関する協定」（以下「協定」という。）を締結した。

ひまわり10号は、当該協定に基づき、気象庁の「気象観測ミッション」とNICTの「宇宙環境観測ミッション」の双方のミッションで活用することを計画しており、ひまわり10号の衛星バスには、気象庁の気象センサに加え、NICTの宇宙環境センサも同時搭載される計画である。

そのため、本事業では、SPCの整備する地上施設において、ひまわり10号から、気象ミッションデータ（イメージャ、サウンダ、通報局のデータ）及び宇宙環境センサデータを受信し、気象庁及びNICTそれぞれに提供を行うこととしている。

このような経緯から、本事業は、気象庁とNICTが、PFI法に基づく公共施設等の管理者等となる。

### 2. 気象庁、NICT、SPCの3者による契約・支払に係るスキーム

#### (1) 事業契約の締結

前述の協定等に基づき、本事業の入札公告や事業者選定等の手続きは気象庁が行うが、事業契約の締結にあたっては、気象庁及びNICTが契約当事者となる。

本事業のサービス対価は、当該事業契約に基づき、気象庁、NICTが、それぞれの負担するサービス対価を、直接、SPCへ支払う。

#### (2) 気象庁、NICTの負担するサービス対価の決定方法

本事業のサービス対価は、気象庁及びNICTが分担して負担する。気象庁及びNICTが負担する額は、選定事業者の提案したサービス対価の総額をもとに、気象庁とNICTとの協議により、事業契約の締結時に決定する。

気象庁及びNICTは、本事業のサービス対価を構成する整備費、維持管理費、運用費、その他の費用の各項目に関し、その費用を分担して負担する。

#### (3) 気象庁、NICTによる債務負担行為について

気象庁は、本事業の実施にあたり、本事業の事業費の総額のうちNICT負担額を除く額について、国庫債務負担行為の議決を得る予定である。

NICTは、本事業に係る債務負担を、独立行政法人通則法第35条の5の中長期計画に定めることを想定している。

### 別紙3 既存アンテナ等の使用について

本事業では、既存アンテナ等の一部を使用し、本事業衛星の衛星管制や観測データの受信等の業務を行うことができるものとする。

既存アンテナ等の使用は必須条件ではなく、応募者の提案によるものとする。  
本事業において既存アンテナ等を使用する場合の条件は、以下のとおりとする。

#### 1. 既存アンテナ等の使用に係る概要

既存アンテナ等は、現行事業の事業期間終了時点まで現行運用事業者が所有し、現行事業で使用する予定である。

本事業では、SPCが現行運用事業者から、既存アンテナ等の一部及びこれらを監視・制御するソフトウェアを譲り受け、本事業で使用することを可能とする。

なお、既存アンテナ等の立地は以下の表のとおりであり、本事業においても現位置で使用するを条件とし、移設による使用は認めない。

本事業での使用を可能とする既存アンテナ等の詳細は、別途提供する対象設備リストを参照すること。

表 既存アンテナ等の立地概要

現事業における主局/副局の別	立地	国有地/民有地の別
主局（鳩山アンテナサイト）	埼玉県比企郡鳩山町	国有地
副局（江別アンテナサイト）	北海道江別市	民有地

#### 2. 既存アンテナ等の使用のためのアンテナサイト（土地）の借地条件

既存アンテナ等の使用にあたり、必要となる土地の使用については、主局（鳩山アンテナサイト）、副局（江別アンテナサイト）のそれぞれについて、以下の条件とする。

##### (1) 鳩山アンテナサイト（国有地）

鳩山アンテナサイトの既存アンテナ等を使用する場合には、国は、既存アンテナ等の使用に必要な範囲の土地を、事業期間終了時点までの必要な期間中、SPCに無償で貸し付けることを予定している。

##### (2) 江別アンテナサイト（民有地）

江別アンテナサイトは民有地のため、江別サイトの既存アンテナ等を使用する場合には、SPCは、当該民有地の地権者から、既存アンテナ等の使用に必要な範囲の土地を、事業期間終了時点までの必要な期間中、貸付を受けるものとする。

SPCは、当該土地の貸付を受けるにあたり、江別アンテナサイトの土地所有者との間で、土地の貸付に係る契約を締結する。

当該土地の貸付に係る条件（面積、土地の貸付に係る費用など）について情報提供を希望する者は、25. の問い合わせ先に問い合わせること。江別アンテナサイト上の既存アンテナ等の使用を提案する場合、応募者は、提供した条件を当該民有地の貸付条件とすること。

### 3. 既存アンテナ等の譲受け

#### (1) 譲受けの時期

S P Cは、本事業におけるひまわり 9号の運用開始予定日である令和 12年 4月 1日に、次期事業で使用する既存アンテナ等を現行運用事業者から譲り受け、所有する（以下、令和 12年 4月 1日を「譲渡予定日」という。）。

#### (2) 譲渡の対価

現行運用事業者は、S P Cが本事業で使用する既存アンテナ等をS P Cに無償譲渡することとしており、S P Cは、現行運用事業者との間で、無償譲渡に関する契約を締結する。

#### (3) 既存アンテナ等の契約不適合責任

国及び現行運用事業者は、S P Cによる既存アンテナ等の使用に関し、一切の契約不適合責任を負わないものとする。

既存アンテナ等の本事業での使用はS P Cの責任とリスクで行うものとし、当該アンテナ等に関して契約の内容に適合しないことを理由として、国や現行運用事業者に対し、履行の追完の請求や損害賠償の請求等を行うことはできないものとする。

### 4. 既存アンテナ等の改修等

#### (1) 既存アンテナ等の改修等の実施

S P Cは、業務要求水準書に示す地上施設の整備の期限までに、既存アンテナ等について必要な改修等を行うこと。

国では、改修等の内容として以下を想定しているが、これに限るものではなく、S P Cの責任により、必要な改修等を実施すること。

- ・ S P Cが整備する地上施設と既存アンテナ等を接続するための改修
- ・ ひまわり 10号用として使用する場合は、ひまわり 10号からのイメージャ送信信号及びサウンド送信信号の 2波を受信可能とするための改修
- ・ 既存アンテナ等の修繕（既存アンテナ等の使用期間を延長するための延命措置を含む）

なお、現行事業及び本事業の 2事業の間での既存アンテナ等に係る責任の所在が明確になるよう、既存アンテナ等を譲り受ける前にS P Cが行う改修等は必要最小限とし、緊急度の低い修繕等については、令和 12年 4月 1日以降（現行運用事業者から既存アンテナ等を譲り受けた後）に実施すること。

#### (2) 令和 12年 3月 31日までにS P Cが改修した部分の取扱い

既存アンテナ等の使用に際し、譲渡予定日より前にS P Cが改修した部分は、S P Cの資産とすること。

また、譲渡予定日より前であっても、S P Cが改修した部分の維持管理は、S P Cが実施すること。

### 5. 譲渡予定日前の既存アンテナ等の使用に係る詳細条件

#### (1) S P Cによる改修等の実施に係る制約条件

国は、事業契約締結後、国、現行運用事業者、S P Cの 3者で、譲渡予定日前における現行事業と本事業での既存アンテナ等の使用の詳細に関する協議を行う。

S P Cは、当該協議をもとに、現行事業への影響を最小限とするよう、既存アンテナ等の改修やその後の維持管理、運用員の訓練等、既存アンテナ等の一時的な使用を計画・実施するこ

と（例：改修は1基ずつ行う／現行運用事業者による保守点検の時期を避ける 等）。

また、譲渡予定日より前に、SPCが既存アンテナ等をひまわり10号の運用に使用する場合には、ひまわり10号の打上げ以降の既存アンテナ等の運用・保守等の計画についても、国、現行運用事業者と協議・調整を図ること。

## （2）既存アンテナ等に生じた不具合等に係るリスク分担

SPCが既存アンテナ等の使用や既存アンテナ等の改修等を実施して以降、既存アンテナ等の損傷や不具合、現行事業の実施に支障を来す事態が生じた場合、当該事態の復旧に要する追加費用や損害については、以下を予定している。

- ・ SPCによる既存アンテナ等の改修・一時使用や維持管理など、SPCの責めに帰すべき事由によるもの：SPCが負担する。
- ・ 現行運用事業者による既存アンテナ等の使用など、現行運用事業者の責めに帰すべき事由によるもの：現行運用事業者が負担する。
- ・ SPC及び現行運用事業者の双方の責めに帰すべき事由によるもの：SPC及び現行運用事業者が分担して負担する。
- ・ 不可抗力によるもの：既存アンテナ等に関する部分は現行事業の事業契約に基づき国と現行運用事業者が、SPCが改修した部分は本事業の事業契約に基づき国とSPCが、それぞれ分担して負担する。
- ・ 帰責者が特定できない場合：現行運用事業者、SPCが、当該事態の生じた原因や帰責者について十分に調査を行ったと国が判断し、かつ、原因等が判明しない場合には、SPC及び現行運用事業者が分担して負担する。

## 6. 既存アンテナ等の引継ぎに関する協定の締結

国は、SPC及び現行運用事業者との間で、現行事業にて運用しているひまわり9号の運用について、本事業への引継ぎ事項を定める引継ぎ協定を締結する。SPCが既存アンテナ等を使用する場合、その使用及び引継ぎに関する諸条件についても引継ぎ協定において規定する。

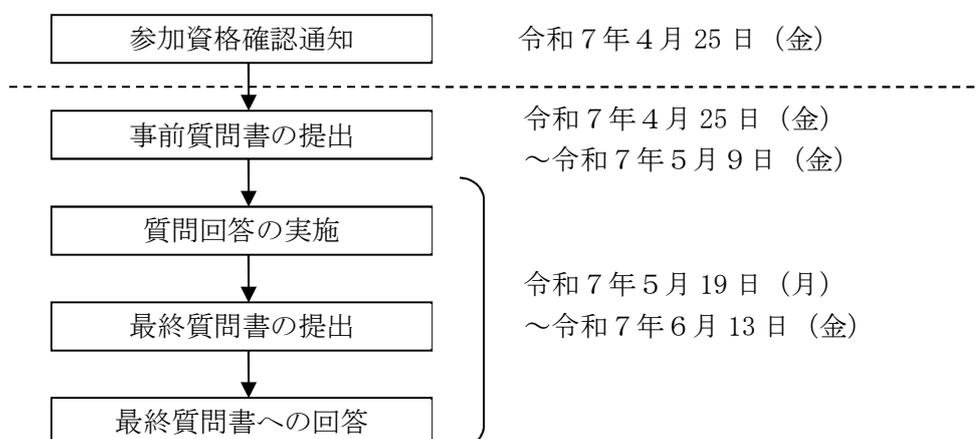
## 別紙4 競争的対話方式について

国等は、入札参加者を対象に、予定している事業提案の内容が要求水準を充足しているか否かをあらかじめ確認すること等を目的に、競争的対話を実施する。競争的対話の実施に当たっては、要求水準の充足の是非等に関する質問書を事前に受領したうえで、個別対面により質問回答を行う。

なお、質問書及び個別対面の内容は、原則として、落札者決定後に公表する。ただし、入札参加者の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれのあるものの取り扱いは、別途協議の上、決定する。また、個別対面の過程で、公平性の観点から全ての入札参加者に共通で明示すべき条件が明らかとなった場合は、本入札説明書の修正、入札参加者に対する補足説明等の手続きを行う。

### 1. 実施手順

競争的対話の実施手順は、以下に示すとおりである。実施日時等については、第一次審査結果の通知後、入札参加者の代表企業に通知する。



### 2. 実施方法

#### (1) 事前質問書の提出

国等は、要求水準の充足の確認等に対する質問を以下のとおり受け付ける。

- ① 提出方法：入札参加者に別途通知する様式により質問を作成し、電子ファイルを電子メールに添付して送付すること。電子ファイルの名称については、当該電子ファイル名の最後に「(会社名)」を追記することとし、電子メールの件名を「【静止気象衛星】競争的対話の事前質問書の提出」とすること。電子メールを提出した後、電話により担当部局に着信を確認すること。
- ② 提出先：本文の25.に同じ。

#### (2) 個別対面の実施

国等は、入札参加者より提出のあった事前質問について、各入札参加者と個別対面により質問回答等を行う。ただし、設備構成図など図面等による説明を要する質問事項については、所要時間の範囲内であれば、追加による質問を認めるものとする。

質問回答の基本的な実施方法については、以下を予定している。詳細については、第一次審

査結果の通知後、入札参加者の代表企業に通知する。

① 所要時間

1 入札参加者あたり 2 時間程度

② 質問回答の内容

国等は、予定している事業提案の内容が要求水準を充足するものであるか否か等について回答する。

また、各々の質問について、公開の是非を協議する。

③ 持参資料

入札参加者は、質問回答の実施に際して、質問に係る参考資料を持参することができる。

(3) 最終質問書の提出

国等は、事前質問書による質問及び(2)にて行われた追加質問をまとめた、要求水準の充足に関する最終質問を以下のとおり受け付ける。

① 提出方法：入札参加者に別途通知する様式により質問を作成し、電子ファイルを電子メールに添付して送付すること。電子ファイルの名称については、当該電子ファイル名の最後に「(会社名)」を追記することとし、電子メールの件名を「【静止気象衛星】最終質問書の提出」とすること。電子メールを提出した後、電話により担当部局に着信を確認すること。

② 提出先：本文の 25. に同じ。

(4) 最終質問書への回答

国等は、要求水準の充足に関する質問への回答のうち、公開すべきと判断された質問について、本文の 5. に示すホームページで公表する。また、非公開と判断された質問については、同日までに質問した入札参加者へ回答を行う。

なお、(2)における個別対面の内容は、最終質問書への回答を経た段階で効力を発するものとする。

## 入札に関する注意事項

気象庁総務部総務課調達管理室

電子入札により送信された入札価格については、「気象庁競争契約入札者心得」第7条の各号に該当するものを除き、送信された入札価格は有効な価格として取扱うものとする。

書面により提出された入札書については、「気象庁競争契約入札者心得」第7条の各号に該当するものを除き、提出された入札書は有効な入札書として取扱うものとする。従って入札金額の誤記入等の錯誤又は積算ミス等を理由として入札書の無効の訴えは提起できないものとする。

※なお、当該価格が調査基準価格を下回った場合、低入札価格調査を実施し、その結果、当該入札金額にて落札決定する可能性がある旨申し添える。

(上記※なお書き部分については、予算決算及び会計令第85条適用案件に限る。)

また、落札決定後に当該契約を辞退する場合は、原則として指名停止措置が講じられるので注意されたい。

## 気象庁競争契約入札者心得

令和6年9月25日 改正

### (総則)

第1条 国土交通省気象庁所掌の契約に係る一般競争及び指名競争（以下「競争」という。）を行う場合における入札その他の取り扱いについては、会計法（昭和22年法律第35号）、予算決算及び会計令（昭和22年勅令第165号、以下「令」という。）、[国の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（昭和55年政令第300号）]、契約事務取扱規則（昭和37年大蔵省令第52号）及びその他の法令に定めるもののほか、この心得の定めるところによる。〔注：□は、当該契約が国の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第4条第1項に規定する特定調達契約に該当する場合に適用する〕

### (一般競争参加の申出)

第2条 一般競争に参加しようとする者は、令第74条の公告において指定した期日までに、令第70条に該当する者でないことを確認することができる書類及び当該公告において指定した書類を添え、契約担当官等（会計法第29条の3第1項に規定する契約担当官等をいう。以下同じ。）にその旨を申し出なければならない。

### (入札保証金等)

第3条 競争入札に参加しようとする者（以下「入札参加者」という。）は、入札執行前に、見積金額の100分の5以上の入札保証金又は入札保証金に代わる担保を歳入歳出外現金出納官吏又は取扱官庁に納付し、又は提供しなければならない。ただし、入札保証金の全部又は一部の納付を免除された場合は、この限りでない。

2 入札参加者は、前項ただし書の場合において、入札保証金の納付を免除された理由が入札保証保険契約を結んだことによるものであるときは、当該入札保証保険契約に係る保険証券を契約担当官等に提出しなければならない。

3 入札参加者は、第1項本文の規定により入札保証金又は入札保証金に代わる担保を納付し、又は提供する場合は、関係職員の調査を受け、その面前においてこれを封かんのうえ、氏名及び金額を封皮に明記して該当提出書（有価証券を提出する場合は、該当提出書及び印鑑）を添えて差し出さなければならない。

4 入札参加者は、第1項本文の規定により提供する入札保証金に代わる担保が銀行又は契約担当官等が確実と認める金融機関（以下「銀行等」という。）に対する定期預金債権である場合においては、当該債権に質権を設定し、当該債権に係る証書及び当該債権に係る債務者である銀行等の承諾を証する確定日付のある書面を提出しなければならない。

5 入札参加者は、第1項本文の規定により提供する入札保証金に代わる担保が銀行等の保

証である場合においては、当該保証を証する書面を提出しなければならない。

- 6 入札保証金又は入札保証金に代わる担保は、落札者に対しては契約締結後に、落札者以外の者に対しては入札執行後にその受領証書と引換にこれを還付する。
- 7 落札者が第14条に定める契約書の提出期限内に契約を締結しないときは入札保証金（その納付に代えて提供された担保を含む。）は国庫に帰属する。

（入札等）

第4条 入札参加者は、仕様書、図面、契約書案及び現場等を熟覧し、また、暴力団排除に関する誓約事項（別添）を承諾のうえ、入札しなければならない。この場合において仕様書、図面、契約書案及び現場等について疑義があるときは、関係職員の説明を求めることができる。

2 入札参加者は、特に指示がある場合を除き、総価で入札しなければならない。

3 (A) 入札参加者は、様式2（及び様式3）により入札書を作成し、封かんのうえ、封筒に入札書在中の旨を朱書し、入札者の氏名及び入札件名・入札日時を記載して、入札書の受領最終日時までに契約担当官等まで提出しなければならない。

(B) 入札参加者は、電子調達システムの入力画面において入札書を作成し、（様式3を添付の上）公告（公示）又は指名通知書に示した時刻までに電子調達システムにより提出するものとする。ただし、契約担当官等の承諾を得て、紙により提出する場合は、様式1を指定した日時に提出したのち、様式2（及び様式3）により入札書を作成し、封かんのうえ、封筒に入札書在中の旨を朱書し、入札者の氏名及び入札件名・入札日時を記載して、受領最終日時までに契約担当官等まで提出しなければならない。

〔注1〕様式3の作成は、令第85条対象案件の入札の場合に適用する。

〔注2〕(B)は電子調達システムによる入札の場合に適用する。

また、入札書の押印を省略する場合は、その旨を明示し、かつ、入札書の余白に「本件責任者及び担当者」の氏名・連絡先を記載することとする。

4 入札書は、契約担当官等においてやむを得ないと認めたときは書留郵便をもって提出することができる。この場合においては、二重封筒とし、表封筒に入札書在中の旨を朱書し、中封筒に入札者の氏名、入札件名及び入札日時を記載し、入札書の受領最終日時までに到達するよう契約担当官等あての親展で提出しなければならない。

また、入札書の押印を省略する場合は、表封筒に押印省略の旨を朱書し、かつ、入札書の余白に「本件責任者及び担当者」の氏名・連絡先を記載することとする。

5 入札参加者は、入札書を一旦提出した後は、入札書の引換え、変更又は取消しを行うことはできない。

6 入札参加者は、代理人をして入札させるときは、その委任状を契約担当官等へ提出又は電子調達システムにおいて設定しなければならない。

(A) 紙入札事業者については、期間委任状又は都度委任状が提出された場合に限り認めるも

のとする。

(ア) 委任状の内容

a. 権限

入札、見積についての権限及び契約締結についての権限が委任されていなければならない。

b. 復代理人

復代理は認めないものとする。

c. 期間委任の委任期間

期間委任を行う場合の委任期間は競争参加資格の有効期限を限度とする。委任期間内に代表者又は受任者に変更があった場合には、変更内容について、速やかに、期間委任状を提出した全ての発注機関に書面による届出を求めるものとする。

d. 個別案件名の記載

都度委任を行う場合は、入札参加を希望する案件名の記載を行うものとする。

(イ) 提出方法

委任状は、記名・押印された委任状（書面）の提出とする。

(B) 電子入札事業者については、電子入札を利用することができるＩＣカードは、競争参加資格認定通知書に記載されている者（以下「代表者」という。）又は代表者から期間を定めて入札・見積権限及び契約権限について委任する期間委任又は、個別案件に関する入札・見積権限及び契約権限について委任する都度委任により委任をうけた者（以下「受任者」という。）のＩＣカードに限る。なお、受任者による電子入札の利用は、以下の基準により都度委任又は期間委任が電子調達システムで設定された場合に限り認めるものとする。

(ア) 設定の方法

各府省毎に電子調達システムで設定を行うものとする。

(イ) 設定時期

委任の設定は、参加を希望する入札案件の入札参加手続前までに設定するものとする。

入札手続途中における提出は認めない。

(ウ) 委任の内容

a. 権限

入札、見積についての権限及び契約締結についての権限が委任されていなければならない。

b. 復代理人

復代理は認めないものとする。

c. 期間委任の委任期間

期間委任を行う場合の委任期間は競争参加資格の有効期限を限度とする。委任期間内に代表者又は受任者に変更があった場合及び受任者のＩＣカードについて有効期限満了等による変更又は追加があった場合には、変更内容について、速やかに、期間委任状を提出した

全ての府省に期間委任状の再設定を行うよう求めるものとする。

d. 個別案件の設定

都度委任を行う場合は、入札参加を希望する案件の設定を行う。

[注] (B) は電子調達システムによる入札の場合に適用する。

7 入札参加者又は入札参加者の代理人は、当該入札に対する他の入札参加者の代理を兼ねることはできない。

8 入札参加者は、令第71条第1項の規定に該当する者を入札代理人とすることはできない。

(公正な入札の確保)

第5条 入札参加者は、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和22年法律第54号）等に抵触する行為を行ってはならない。

2 入札参加者は、入札に当たっては、競争を制限する目的で他の入札参加者と入札価格又は入札意思についていかなる相談も行わず、独自に入札価格を定めなければならない。

3 入札参加者は、落札者の決定前に、他の入札参加者に対して入札価格を意図的に開示してはならない。

4 入札参加者は、気象庁が実施する公正な入札の確保のための調査への協力を求められたときは、その求めに応じなければならない。

5 電子調達システムによる入札参加者は、電子証明書を不正に使用してはならない。

(入札の取りやめ等)

第6条 入札参加者が連合し、又は不穩の行動をなす等の場合において、入札を公正に執行することができないと認められるときは、当該入札参加者を入札に参加させず、若しくは入札の執行を延期し、又は取りやめることがある。

(無効の入札)

第7条 次の各号のいずれかに該当する入札は無効とする。

一 競争に参加する資格のない者のした入札

二 入札書の提出期限後に到達した入札

三 指名競争による入札において、指名通知を受けていない者のした入札

四 委任状が提出されていない代理人のした入札

五 所定の入札保証金又は入札保証金に代わる担保を納付し又は提供しない者のした入札

六 (A) 記名を欠く入札（押印を省略する場合、「本件責任者及び担当者」の氏名・連絡先の記載がない入札）

(B) 記名を欠く入札（押印を省略する場合、「本件責任者及び担当者」の氏名・連絡先の記載がない入札）（電子調達システムによる場合は、電子認証書を取得していない者

のした入札)。

[注] (B) は電子調達システムによる入札の場合に適用する。

七 金額を訂正した入札

八 誤字、脱字等により意思表示が不明瞭である入札

九 公正な競争の執行を妨げた者又は公正な価格を乱し、若しくは不正の利益を得るため連合した者の入札

十 同一事項の入札について他人の代理人を兼ね、又は2人以上の代理をした者の入札

十一 仕様書等を添付することとされた入札にあっては、当該仕様書等が契約担当官等の審査の結果採用されなかった入札

十二 特定商品と同等のものであることを証明する必要がある入札にあっては、同等のものであることを証明できなかった入札

十三 その他入札に関する条件に違反した入札

2 開札後、次の各号のいずれかに該当することとなった場合は、当該者のした入札は無効として取り扱うものとする。

一 配置予定の監理技術者等を配置することができなくなったとき（契約担当官等が配置予定の監理技術者等の変更をやむを得ないとして承認した場合を除く。）

二 入札公告等の定めに基づき契約担当官等が専任の監理技術者等とは別に配置を求める技術者を配置することができないとき

三 令第86条第1項に基づく調査等の契約担当官等が行う調査に協力しないとき

四 警察当局から、暴力団員が実質的に経営を支配する業者又はこれに準ずるものとして、国土交通省発注工事等からの排除要請があったとき

(入札書等の取扱い)

第7条の2 提出された入札書は開札前も含めて返却しないこととする。入札参加者が連合若しくは不穩の行動をなす等の情報があった場合又はそれを疑うに足りる事実を得た場合には、入札書及び工事費内訳書を必要に応じ公正取引委員会及び警察当局に提出する場合がある。

(開札)

第8条

(A) 開札は、入札後直ちに公告（公示）又は指名通知書等に示した場所及び日時に入札者を立ち合せて行う。この場合において、入札者が立ち会わないときは、入札事務に関係のない職員を立ち合せて行う。

(B) 開札は、入札後直ちに公告（公示）又は指名通知書等に示した場所及び日時に入札事務に関係のない職員を立ち合せて行う。なお、紙による入札書の提出があった場合は、公告（公示）又は指名通知書等に示した場所及び日時に入札者を立ち合せて行うものとする。この場合において、入札者が立ち会わないときは、入札事務に関係のない職員を立ち合

わせて行う。

[注] (B) は電子調達システムによる入札の場合に適用する。

(落札者の決定)

第9条 入札を行った者のうち、契約の目的に応じ、予定価格の制限の範囲内で最高又は最低の価格をもって入札した者を落札者とする。(総合評価落札方式による場合は、予定価格の制限の範囲内で最高の得点をもって入札した者を落札者とする。)ただし、国の支払の原因となる契約のうち予定価格が1000万円をこえる工事又は製造その他の請負契約について、落札者となるべき者の入札価格によっては、その者により当該契約の内容に適合した履行がなされないおそれがあると認められるとき(工事の請負契約に限る。)、又はその者と契約を締結することが公正な取引の秩序を乱すこととなるおそれがある著しく不適當であると認められるときは、予定価格の制限の範囲内の価格をもって入札した他の者のうち最低の価格をもって入札した者を落札者とする。

2 令第85条の基準(平成6年5月20日官会第1177号)に該当する入札を行った者は、契約担当官等の行う調査に協力しなければならない。

(再度入札)

第10条 開札した場合において、各人の入札のうち予定価格の制限に達した価格の入札がないときは、契約担当官等が指定する日時及び場所において再度の入札を行う。

第11条 落札となるべき同価格の入札をした者が2人以上あり、くじにより落札者の決定を行うこととなった場合には、以下のとおり行うものとする。

(A) 同価格の入札をした者が電子調達事業者のみの場合、電子調達事業者が入力した電子くじ番号を元に電子くじを実施のうえ、落札者を決定するものとする。

(B) 同価格の入札をした者が電子調達事業者と紙入札事業者が混在する場合、電子調達事業者が入力した電子くじ番号及び紙入札事業者が紙入札方式参加願に記載した電子くじ番号を元に電子くじを実施のうえ、落札者を決定するものとする。

(C) 同価格の入札をした者が紙入札事業者のみの場合、その場で紙くじ(又は電子くじ)を実施のうえ、落札者を決定するものとする。

電子調達システムでは、入札参加者の利便性向上のため、電子くじ機能を実装している。電子くじを行うには、入札者が任意で設定した000~999の数字が必要になるので、電子調達事業者は、入札書提出時に電子くじ番号を入力し、紙入札事業者は「紙入札方式参加願(様式1)」に記載するものとする。

(契約保証金等)

第12条 落札者は、契約書を作成する場合においては、契約書案の提出と同時に、契約書を作成しない場合においては、落札決定後すみやかに、契約金額の100分の10以上の契約保

証金又は契約保証金に代わる担保を納付し、又は提供しなければならない。ただし、契約保証金の全部又は一部を免除された場合は、この限りでない。

- 2 第3条第2項の規定は、前項ただし書の場合について準用する。
- 3 落札者は、第1項本文の規定により契約保証金を納付する場合には、あらかじめ、現金を取扱官庁の保管金取扱店（日本銀行の本店、支店又は代理店）に振り込み、保管金領収証書の交付を受け、これに保管金提出書を添えて取扱官庁に提出しなければならない。
- 4 落札者は、第1項本文の規定により契約保証金に代わる担保を提供する場合において、当該担保が有価証券であるときは、あらかじめ、当該有価証券を取扱官庁の保管有価証券取扱店（日本銀行の本店、支店又は代理店）又は当該取扱店以外の日本銀行本店若しくは支店に払い込み、政府保管有価証券払込済通知書の交付を受け、当該通知書及び印鑑を取扱官庁に提出しなければならない。
- 5 第3条第4項の規定は、第1項本文の規定により提供する契約保証金に代わる担保が銀行等に対する定期預金債権である場合について、同条第5項の規定は、第1項本文の規定により提供する契約保証金に代わる担保が銀行等の保証である場合について準用する。
- 6 落札者が契約上の義務を履行しないときは、契約保証金（その納付に代えて提供された担保を含む。）は国庫に帰属する。ただし、損害の賠償又は違約金について契約で別段の定めをしたときは、その定めによる。

（入札保証金等の振替え）

第13条 契約担当官等において必要があると認める場合には、落札者に還付すべき入札保証金又は入札保証金に代わる担保を契約保証金又は契約保証金に代わる担保の一部に振り替えることができる。

（契約書等の提出）

第14条 契約書を作成する場合においては、落札者は、電子調達システムを使用し、又は契約担当官等から交付された契約書の案に記名押印し（外国人又は外国法人が落札者である場合には、本人又は代表者が署名することをもって代えることができる。）、落札決定の日から7日以内に、これを契約担当官等に提出しなければならない。ただし、契約担当官等の書類による承諾を得て、この期間を延長することができる。

- 2 落札者が前項に規定する期間内に契約書案を提出しないときは、落札は、その効力を失う。
- 3 契約書の作成を要しない場合においては、落札者は、落札決定後すみやかに請書その他これに準ずる書類を契約担当官等に提出しなければならない。ただし、契約担当官等がその必要がないと認めて指示したときは、この限りでない。

（異議の申立）

第15条 入札をした者は、入札後、この心得、仕様書、図面、契約書案及び現場等についての不明を理由として異議を申し立てることはできない。

(入札書等に使用する言語)

第16条 入札書及びそれに添付する仕様書等並びに入札場所において使用する言語は、日本語とする。

### 暴力団排除に関する誓約事項

当社（個人である場合は私、団体である場合は当団体）は、下記のいずれにも該当しません。

また、当該契約満了までの将来においても該当することはありません。

この誓約が虚偽であり、又はこの誓約に反したことにより、当方が不利益を被ることとなっても、異議は一切申し立てません。

以上のことについて、入札書の提出をもって誓約します。

### 記

- 1 法人等（個人、法人又は団体をいう。）の役員等（個人である場合はその者その他経営に実質的に関与している者、法人である場合は役員、支店若しくは営業所（常時契約を締結する事務所をいう。）の代表者その他その経営に実質的に関与している者又は団体である場合は代表者、理事等その他経営に実質的に関与している者をいう。以下同じ。）が、暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ）又は暴力団員（同法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）である。
- 2 役員等が、自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしている。
- 3 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して、資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与している。
- 4 役員等が、暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれを不当に利用するなどしている。
- 5 役員等が、暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有している。